

〈第2分科会〉

## 子どもの虐待防止

### はじめに

本分科会では、昨年度に引き続き、各自治体が様々な取り組みを進めている「こども家庭センター」について報告を受け、分科会参加者もグループごとに話し合ってもらう時間も設けて、すべての参加者が多くの実践事例に触れる機会を設けた。また、今年度は児童相談所とこども家庭センターとの連携・協働関係について、児童相談所の立場からご発表いただけることで、各自治体も立場の異なる児童相談所について理解し、よりよい連携・協働関係を模索していくことを目指しておこなってきた。

### 1 報告

#### (1) 基調報告 「こども家庭センターと連携・協働について」

コーディネーターの中板育美（武蔵野大学）より基調報告がおこなわれた。子ども家庭センターが一体的に支援することを目的とした根拠や、支援者側の「利用者目線」へのパラダイムシフトなど、支援の転換点であることを説明された。そのうえで、ケース会議などを例として、アセスメントの重要性、目の前の課題だけに着目しない多角的な議論の必要性をあらためて会場全体で共有することができた。

#### (2) 埼玉県草加市：「草加市における子ども家庭センターの取り組み」 吉田英俊（草加市こども未来部こども家庭課課長）

平成22年に子育て支援センターができたことから、現在はこども家庭センター（子ども家庭課）とこども育成支援課が設置され、子育てや家庭に関する総合相談から妊娠出産に関する相談とともに、こどもの発達相談も対応している。発達支援センター診療所には医師が常駐している。これらの3か所が1つのセンター内に設置されているメリットとして、必要に応じて、ケ-

スの共有や協議ができ、合同ケース会議を開きやすい点について事例を用いて多職種との相談連携がスムーズになっていることが説明された。一方、課題としては、児童相談所との判断が異なったときの連携のしにくさや母子保健機能がこども家庭センターと保健センターに分離していることなど、物理的に顔を合わせて共有する機会が少ないと、協議連携が難しくなりがちであることなどが挙げられた。

#### (3) 埼玉県嵐山町：「嵐山町こども家庭センター小規模自治体の取り組みについて」 内田淳也（嵐山町福祉課児童福祉担当副課長）

令和6年にこども家庭センターを開設し、子育て相談窓口をこども家庭センターに統合した。また、健康いきいき課保健担当と福祉課児童福祉担当で運営をおこなっている。自治体内における困難ケースは少ないため、児童相談所との連携をどのレベルでしていくのが妥当なのか判断に迷うという課題もあげられた。つぎにサポートプランについて、活用方法や実績を説明された。サポートプランがあることで、ケース記録と別に作成する負担はあるものの関係機関との情報共有の際に同意を得やすいというメリットがうかがえた。地域の社会資源なども活用しながら、こどもたちやその家庭を支援することができていることも事例を通して紹介された。今後の課題として、児童相談所から自治体に送致されてくるケースが増大していて、自治体と児童相談所とのケースアセスメントの差を感じていることや、地域資源が不十分で発掘・育成の必要性があげられた。

#### (4) 東京都豊島区：「豊島区におけるこども家庭センターの取り組みについて」 岡崎真美（豊島区健康部長崎健康相談所長）

こども家庭センターの運営体制として、センター長に子ども家庭部長、副センター長に健康部長、統括支援員に子ども家庭支援センター所

長を設置することにより、母子保健と児童福祉の一体的運営を実現していることが説明された。支援フローとして、妊娠届け出から合同会議まで説明があった。そのなかでリスクの把握として、妊娠の届出後、「ゆりかご面接」が実施され、リスクがあるとなった場合、ゆとりアンケートの聞き取りがなされる。そこからケンプアセスメントを実施されているという報告があった。それらについて、事例に基づき説明もなされた。課題としては、こども家庭センターが建物として同一ではないため、区民からわかりにくい点や、個別支援の課題として、ケース数が多すぎることで会議内ですべてを検討することが難しかったり、外国籍の方が多く言葉の壁や文化の違いにより、対応が難しい点、電話が繋がらないなどがあげられた。一方で、支援フローを通して、支援者自身が前向きな支援に転換できたり、対象者がサポートプランなどを通して、なりたい自分やその生活像を描けて、目指していけるというメリットも紹介された。

(5) 栃木県：「栃木県における市町「こども家庭センター」支援について～市町の機能強化のための児童相談所の取組～」佐山恵子（栃木県中央児童相談所参事所長）

栃木県内にある3か所に児童相談所のうち、宇都宮市にあり、周辺の4市5町を管轄している栃木県中央児童相談所の概要とともに、栃木県内の虐待対応の状況などが説明された。次に、児童相談所としては、市町の現状を虐待相談件数とともにハイリスク要因を伴う事案も増加し、市町における虐待ケースへのアセスメント力、対応力に差があることが課題ととらえている。そのうえで、児童相談所がおこなっている市町支援として、児童相談所の援助方針会議や進行係会議、家族支援会議への職員の傍聴参加できるようにしている。最後に栃木県版子どもの居場所について説明され、NPOの取り組みによるネ

グレクト家庭への支援の在り方が紹介された。

## 2 パネルディスカッション

報告を通して、児童相談所と基礎自治体との連携の難しさや課題などが話されていたため、実際に協働するために何が重要かということも議論した。基礎自治体のこども家庭センター職員が児童相談所とともに動き、ケースについてアセスメントをすると、児童相談所の動きへの理解が進む。そのような取り組みとともに、立場や専門性が異なるため、橋渡しをするような人材の必要性などが語られた。また、お互いに根拠を出し合い、話し合うためには、上下関係ではなく対話ができる関係性を構築することの重要性も示唆された。なぜなら、その対話の無さが不満を生む要因となりうるからである。互いの不満の根本原因としてもう一つあげられたのが、組織や担当者の多忙さである。

それぞれの組織が多忙であると、どうしても自分たちのケースの対応を他者に任せたくならないことが生まれやすいという意見があった。児童相談所も基礎自治体も多忙でないことはありえないだろうが、若干でも余白を持ち、他者へ任せる前に、ケース担当として、子どもや家庭に対し、何かできることはないか、どう対応できるかを今一度、自問する必要性も共有された。

最後に、コーディネーターの鈴木秀洋（日本大学）より、こども家庭センターの機能設置について、法律上に規定されていることを確認された。また、こども家庭センターの支援についてもあらためて支援対象者が主体としておこなわれていくためにも、自分たちのチームが様々な多様性を重要視してもらいたいとエールが送られた。

小出 真由美（東洋大学）